

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設造成工事（1 工区）入札参加要件

入札に参加できる者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 政令第 167 条の 4 第 2 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、本組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- 3 山梨西部広域環境組合建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（令和 2 年 3 月 31 日山梨西部広域環境組合訓令乙第 3 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 6 入札の日以前 6 箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 7 入札の日において、不渡りによる取引停止処分を受けてから 2 年を経過していない者でないこと。
- 8 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- 9 山梨西部広域環境組合又は、構成市町（韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町）のいずれかの令和 7・8 年度入札参加資格の認定を受けている者で、構成市町に本社・本店を有していること。
- 10 構成市町内で、平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までに完了した、一契約あたりの請負契約が 3,000 万円以上の構成市町、山梨県及び国等が発注した道路工事を元請けとして施工した実績があること。

1 1 本業務においては、次に該当する現場代理人及び主任技術者を配置できること。

(1) 現場代理人：常駐配置とする。他の工事との兼務は認めない。現場代理人と主任技術者は兼務できる。

(2) 主任技術者又は監理技術者：1 級もしくは 2 級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。また、主任技術者、監理技術者又は CORINS に登録されている担当技術者として官公庁が発注した土木工事の施工従事経験を有する者。

なお、以下の①～③の全て満たした場合で、双方の発注者が認めた場合は主任技術者の兼務が可能である。

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する工事
- ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整をする工事
- ③ 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以下

1 2 1 1 の各事項を証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し、業務経歴書（テクリス登録または業務契約書の写し等）及び契約者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを提出することができること。